

事務連絡
平成30年8月9日

各都道府県文化財担当課長
各都道府県教育委員会文化財担当課長 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）
豊城 浩行

重要文化財（建造物）の耐震対策について

重要文化財（建造物）は、地震時において文化財的価値の保存と人的安全性を確保する必要があります。そのため、耐震診断（耐震基礎診断、耐震専門診断をいう。以下同じ。）、耐震補強の実施及び対処方針の作成・実施が必要かつ重要であり、これらを計画的に促進する必要があります。

このたび、会計検査院による実地検査において、耐震予備診断又は耐震診断の判定結果が耐震対策に有効に活用されていなかったり、耐震予備診断の結果「ウ」の判定が出たにもかかわらず、修理に併せて耐震診断を実施することを十分に検討しないまま補助事業（建造物保存修理をいう。以下同じ。）を実施するなど、今後、費用が増大するおそれがあったりする事態が見受けられました。また、6月に発生しました大阪府北部を震源とする地震においては、多くの重要文化財（建造物）が被災し、大規模地震の文化財に与える影響と耐震対策の必要性について改めて認識することとなりました。

これらのことを受け、文化庁では、所有者等における重要文化財（建造物）の耐震対策への意識をより一層高め、耐震対策を進めるべく、「重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針」（以下「指針」という。）を策定し、周知のためのリーフレットを作成しました。

については、今後、この指針やリーフレット等を活用し、下記により耐震対策を進めたいので、貴域内の市区町村文化財担当部局、重要文化財（建造物）所有者等に対して周知し及び指導していただくとともに、耐震対策への積極的な御協力をお願いいたします。

記

1. 耐震予備診断の結果「ウ」の判定が出ている重要文化財（建造物）については、速やかに耐震診断を実施すること、また、耐震診断の結果「大地震動時の倒壊危険性」の判定が出ているなど耐震補強が必要と判断されている重要文化財（建造物）については、速やかに耐震補強を実施すること。
2. 耐震予備診断の結果「ウ」の判定が出たにもかかわらず、耐震診断を実施していなかったり、耐震診断の結果「大地震動時の倒壊危険性」の判定が出るなど耐震補強が必要と判断されたにもかかわらず、耐震補強を実施していなかったりするなどの重要文化財（建造物）の所有者等は、指針に沿って地震に対する対処方針を直ちに作成すること。対処方針は所有者等が保管するだけでなく、所在する市区町村・都道府県・文化庁にそれぞれ1部

提出すること。

3. 耐震予備診断の結果「ウ」の判定が出ていたり、耐震診断の結果「大地震動時の倒壊危険性」の判定が出るなど耐震補強が必要と判断されていたりする重要文化財（建造物）については、耐震診断や耐震補強の実施計画を立て、対処方針の中に記載すること。
4. 平成24年6月22日付け事務連絡の趣旨を再度周知徹底すること。
5. 補助事業の採択に当たっては、耐震予備診断の結果が必須であること、またその結果、「ウ」の判定が出たもので不特定の人が入り出す施設である場合、脆弱な構造を有する場合は、修理に併せて耐震診断の実施を必須とすること。
6. 耐震予備診断の対象で未実施の重要文化財（建造物）については、速やかに耐震予備診断を実施すること。
7. 前述1. から6. については、市区町村文化財担当部局及び所有者等に対して都道府県が説明会を実施して指導助言を行うこと。

重要文化財（建造物）の地震に対する対処方針の作成指針

（目的）

1. 本指針は、「文化財建造物等の地震時における安全性確保に関する指針」（平成8年1月17日）、「重要文化財（建造物）耐震診断指針」（平成11年4月8日、平成24年6月21日改正）、「重要文化財（建造物）の耐震対策について」（平成30年8月9日事務連絡）において、想定した地震被害、あるいは耐震予備診断、耐震診断（耐震基礎診断、耐震専門診断をいう。以下同じ。）の結果に基づいて定めるべき必要な対処方針について、その作成と周知徹底のために具体的な書式を定めたものである。

（適用範囲）

2. 本指針は、耐震予備診断、耐震診断の結果、次に掲げる対処方針を定める必要が生じたものに適用する。なお、耐震予備診断の対象で未実施のものは、まず耐震予備診断を実施し、その結果で適用の可否を判断すること。
 - ア 耐震予備診断の結果、「ウ」の判定が出たもので、耐震診断が未実施のもの
 - イ 耐震診断の結果、「大地震動時の倒壊危険性」の判定が出たものなど耐震補強（下記ウの経過的補強を除き必要耐震性能を満たすものとする。）が必要と判断されたもので、耐震補強が未実施のもの
 - ウ 耐震補強を実施しているが、必要耐震性能を十分に満たしていない経過的補強に留まるもの
 - エ 耐震予備診断の対象外（木造以外など）のもので、耐震基礎診断相当の診断又は耐震専門診断が必要であるが、これが未実施のもの
 - オ 前記のほか、対処方針を定めることが適当なもの

（対処方針の作成）

3. 対処方針は、所有者、管理責任者、管理団体（以下「所有者等」という。）が管理する建造物のうち、2. アからオまでのいずれかに該当するものを対象として、当該所有者等が、文化財的価値の保存や人的安全性の確保を図るため、耐震補強を実施するまでなどの間に執るべき暫定的な方策を定めるものであり、耐震診断の実施後などの必要に応じて改定を行うものとする。ただし、次のア、イいずれかに該当するもののうち、大地震動時に倒壊の危険性があるが文化財として復旧でき、かつ建造物内部及び周辺に人が立ち入らないか、少数の関係者が危険性と避難方法を認識した上で一時的に立ち入る^{※注1}など、人的危険性がないか低い場合は、対処方針の作成をもって耐震対策の一応の完了とみなすことができる。
 - ア 耐震予備診断の結果「ウ」の判定が出たもので耐震診断が未実施のもの

イ 耐震診断の結果、大地震動時に倒壊の恐れがあるもの

(作成方法)

4. 対処方針は別添（書式）に倣い、「1. 文化財の名称等」、「2. 耐震対策に関する現況」、「3. 今後の対処方針」について、該当箇所を○で囲み、必要箇所を記入する。（参考）に具体事例を示す。ただし、建造物内部及び周辺に人が立ち入らないため、人的危険性がない建造物である場合や、速やかに（おおよそ1年以内に）耐震診断の実施見込み又は耐震補強の実施見込みがある建造物で、3. B「イ 活用方法の改善」に立ち入り制限（全面）による改善措置の方法を記述した場合は、3. C「ア 人的安全性の確保のために必要な対策」に関する記述を省略できる。

(教育委員会の役割等)

5. 市町村教育委員会は、所有者等が行う対処方針作成に連携協力する。都道府県教育委員会は、所有者等が作成する対処方針について適切な指導助言を行う。所有者等は、対処方針について文化庁の確認を受けることができる。

所有者等は、作成した対処方針を市町村教育委員会、都道府県教育委員会を經由して文化庁へ提出し、所有者等、市町村教育委員会、都道府県教育委員会及び文化庁は対処方針を各1部ずつ保管し、対処方針を関係者に周知して適切に引き継ぐ。

これらの手続については、対処方針の改定を行った場合も同様とする。

(保存活用計画)

6. 対処方針の内容が重要文化財（建造物）保存活用計画で定められている場合は、保存活用計画策定をもって対処方針に代えることができる。

※注1 少数の関係者が一時的に立ち入る場合とは、以下の場合又はこれに類するものを指す。

- ・寺や神社で、数名程度の僧侶や神職、職員が行事や管理のため、一時的に立ち入る神社本殿や仏堂。
 - ・民家・住宅等で所有者等が日常ほとんど立ち入らない蔵や納屋などの収蔵施設。
 - ・所有者等が一時的に通過するだけの門や鳥居。
- ただし、以下の場合又はこれに類するものは該当しない。
- ・檀家や信者等が集まって使う仏堂、拝殿等。
 - ・所有者が居住する住宅。

(書式)

() の地震に対する対処方針

作成年月日 年 月 日
(改定年月日 年 月 日)
作成担当者

1. 文化財の名称等

- (1) 文化財の名称:
- (2) 文化財の所在地:
- (3) 所有者等氏名※:
- (4) 所有者等住所※:

※管理団体の場合は(管)と記述すること。

2. 耐震対策に関する現況

耐震対策に関する現況把握のため、以下の事項について、該当箇所を○で囲み、必要箇所を記入する。

A 耐震対策の実施状況

- ア 耐震予備診断 (実施 (実施年 判定 ア, イ, ウ), 未実施)
- イ 耐震基礎診断 (実施 (実施年 判定※ ○, ×) , 未実施)
※必要耐震性能を満たすものは○, 満たさないものは×
- ウ 耐震専門診断 (実施 (実施年 判定※ ○, ×) , 未実施)
※必要耐震性能を満たすものは○, 満たさないものは×
- エ 経過的補強 (実施 (実施年), 未実施)
経過的補強の概要 ()
- オ 耐震補強 (実施 (実施年), 未実施)
耐震補強の概要 ()

B 管理状況

- ア 常駐管理者 (有り, 無し)
- イ 定期的見回り (有り, 無し)
- ウ 連絡体制の整備 (有り, 無し) 有る場合は連絡網・連絡先を添付する。

C 活用状況

- ア 用途 (公共施設, 宗教施設, 住居, 収納等, 用途なし, その他 ())
- イ 活用状況 (公開 (内外とも), 外観のみ公開, 非公開, 居住, その他 ())
- ウ 周辺立ち入り状況 (常時, 時々, 無し) (接近可, 接近不可)
(不特定の人, 関係者のみ) (多数, 少数)
- エ 内部立ち入り状況 (常時, 時々, 無し)

(不特定の人，関係者のみ) (多数，少数)

オ 屋外待避 (容易，困難)

カ 建造物内部への立ち入り制限 (全面，一部，無し)

キ 危険性明示の有無 (有り，無し)

3. 今後の対処方針

以下の事項について，該当箇所を○で囲み，必要箇所を記入する。

A 耐震対策の実施見込み (実施済みの事項は記入不要)

●耐震診断の実施見込み (有り，無し)

有りの場合，その予定 (できる限り具体的な予定時期を記入すること)

--

無しの場合，その理由^{※注2}

ア 建造物内部及び周辺に人が立ち入らないため，人的危険性がない。

イ 建造物内部及び周辺に少数の関係者が一時的に立ち入るが，地震時の危険性と避難方法 (B 改善措置に記述すること) を周知しており，人的危険性が低い。

ウ それ以外

--

●耐震補強の実施見込み (有り，無し)

有りの場合，その予定 (できる限り具体的な予定時期を記入すること)

--

無しの場合，その理由^{※注2}

ア 建造物内部及び周辺に人が立ち入らないため，人的危険性がない。

イ 建造物内部及び周辺に少数の関係者が一時的に立ち入るが，地震時の危険性と避難方法 (B 改善措置に記述すること) を周知しており，人的危険性が低い。

ウ それ以外

--

B 改善措置

ア 維持管理方法の改善

--

イ 活用方法の改善

ウ 公開範囲や避難経路等を示す図面の作成，掲示

公開等を行う場合は，公開範囲，順路，避難経路，避難場所（屋内一時避難場所，屋外）について設定し，それを示す平面図，配置図を作成し，受付，出入口，各階通路の要所など，及び事務室に掲示する。（要図面添付）

エ 防災設備，体制の改善

C 地震時の対処方針

ア 人的安全性の確保のために必要な対策

イ 破損拡大のための応急対策

※注2 本事項の記述に当たっては，特に，「重要文化財（建造物）の耐震対策について」（平成30年8月9日事務連絡）の記1，3，5に留意しつつ，十分に検討した上で，耐震診断の実施見込み「無し」又は耐震補強の実施見込み「無し」の理由を，具体的かつ詳細に示すこと。検討が不十分の場合は，補助事業（建造物保存修理）の採択等に当たり，確認等を行う場合がある。

添付資料

- 公開範囲や避難経路等を示す図面
- 非常時の連絡網・連絡先

(参考) 具体事例 (「3. 今後の対処方針」 B, C 関係)

B 改善措置について

ア 維持管理方法の改善

- ・破損箇所の把握
耐力に関連する次のような点に留意して破損箇所の確認・把握に努める。
 - ・柱や梁などの主要な構造部材の不陸, 傾斜
 - ・雨漏り及びその原因となる屋根の破損箇所
 - ・柱足下, 土台, 構造部材の接合部, 床の床板や根太, 大引などの腐朽, 虫害箇所
 - ・壁の亀裂, 剥落, ちり切れ箇所
 - ・煉瓦造の煙突や塀などの破損及び劣化状況
- ・地震に伴う人的被害, 火災の防止
地震に伴う人的被害や火災等について次のような点に留意して日常の注意, 備品の整備等を計画的に実施するよう努める。
 - ・室内の設備 (家具, 照明器具, 天蓋等) の固定
 - ・物品・什器類の倒壊や滑り出しの防止
 - ・火気使用区域の限定, 火種の後始末の徹底
 - ・携帯用消火器, 耐火布等の常備

イ 活用方法の改善

- ・倒壊の恐れがある建造物に対して柵や植え込み, 結界などで接近防止措置をとる。
- ・倒壊の恐れがある建造物への立ち入り制限 (全面) を行う。
- ・公開範囲の見直しを行う。具体的には特に耐震性能の低い部分や非構造部材落下などの危険が想定される箇所, 避難に時間がかかる上階などを非公開範囲とする, など。
- ・活用人数の見直しを行う。一度に立ち入ることができる人数を制限し, 避難誘導が取りやすい人数とする, など。
- ・活用方法・頻度の見直しを行う。常時無制限公開を, 時間を決めた案内付きの公開とする, 滞留する活用方法を見直す, など。

ウ 防災設備, 体制の改善

- ・危険性明示の看板作成, 掲示
耐震診断結果の説明, 避難経路説明, 注意喚起等を含む看板を作成し受付, 出入口等に掲示する。
- ・防災設備の設置
緊急時速やかに情報を伝える放送設備, 緊急地震速報, J アラートなどを設置する。
- ・体制整備
公開時に案内人を配置し, 緊急避難誘導対応を行う。
避難誘導専門の人員を配置し, 緊急避難に備える。

- ・避難訓練の実施

緊急時の対応の周知徹底のため、年〇回避難訓練を実施する。

C 地震時の対処方針について

ア 人的安全性の確保

- ・地震時の避難誘導體制を整備する。
- ・避難経路に沿った避難誘導を行う。
- ・危険箇所への立ち入り制限（全面）を行う。

イ 破損拡大のための応急対策

- ・傾斜や垂下の進行防止のための支柱やワイヤー等を付加する。
- ・損傷の進行や脱落の防止のために部材を養生する措置を行う。
- ・大きく破損した場合、速やかに破損部の防水シート養生を行い、部材の解体格納を出来るだけ早期に行う。

地震から文化財と命を守るために！



1995 阪神・淡路大震災



2011 東日本大震災



2016 熊本地震

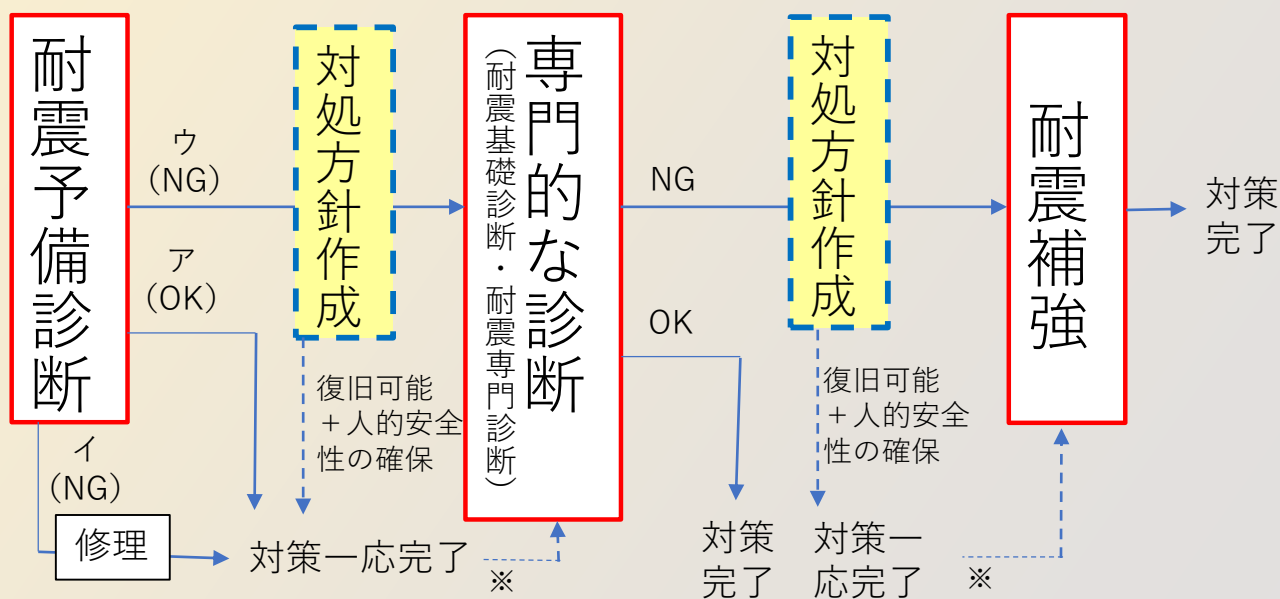
地震はいつでも突然起こります。備えましょう。

文化財の価値を守り、また安全に活用を図るためには、耐震対策が不可欠です。2011年の東日本大震災、2016年の熊本地震は記憶に新しいところですが、2018年も大阪北部地震が起こるなど、巨大地震の危険性はさらに高まってきています。もし対策前に地震が起こってしまえば、文化財の価値を失うだけでなく、人々の命を危険にさらすことにもなりかねません。

文化庁はこのたび耐震対策についての意識向上とさらなる推進のため、重要文化財（建造物）の耐震対策についての事務連絡（平成30年8月9日）を発出しましたので、その内容を解説いたします。

●耐震対策の進め方

耐震対策は、耐震予備診断→専門的な診断（耐震基礎診断・耐震専門診断）→耐震補強の流れで進めます。NGの時はできるだけ早く次の対策をするのが望ましいですが、すぐにできないときは対処方針を作成しましょう。



耐震対策の流れ

木造の場合。木造以外は専門的な診断から。

※・・・一応対策完了だが、念のため上位の対策をとるのが望ましい。

●耐震予備診断の結果を確認しましょう。

耐震予備診断は、地震に対する課題を把握する、いわば建物の健康診断のような診断です。

耐震予備診断を実施している場合は、結果をもう一度を確認しましょう（平成20～26年度に国の支援事業で耐震予備診断支援事業を実施しています）。

未実施の場合は、できるだけ早く実施しましょう。

国庫補助で保存修理工事事業、耐震診断事業を実施するときには耐震予備診断の結果が必要となります。

(書式) 耐震予備診断書 平成 年 月 日

1 建造物の名称等

名称	所在地
所有者等氏名	所有者等住所

2 項目別評価 (該当する区分に○印を付し、事項別に評点の計を定める)

評価項目	評点	特記事項
(1) 立地環境に係る事項		
ア 地域区分		
① Ⅳに該当する地域	15	
② Ⅲに該当する地域	10	
③ Ⅱに該当する地域	5	
④ Ⅰに該当する地域	0	
イ 災害歴		
① 無し	15	被災状況を記入
② 有り	5	
ウ 活断層		
① 無し	15	
② 有る・不詳	5	
エ 地盤		
① 良い	20	
② 中や悪い	10	
③ 非常に悪い	0	
オ 造成状況		
① 切土地・未造成地	20	
② 盛土地・不詳	10	
③ 埋立地(河川・沼・池)	0	
カ 周辺地形		
① おおむね平地	15	
② 急傾斜に隣接	10	
③ 急傾斜地に隣接	5	
計		
(2) 構造特性に係る事項		
A 規模・形状に係る事項		
ア 延べ面積		
	[m ²]	
① 100㎡未満	25	
② 100㎡以上・250㎡未満	20	
③ 250㎡以上・500㎡未満	10	
④ 500㎡以上	5	
イ 軒高		
	[m]	
① 3m未満	25	
② 3m以上・6m未満	20	
③ 6m以上・9m未満	10	
④ 9m以上	5	

耐震予備診断書

判定と必要な措置

ア: 耐震性をおおむね確保(各事項60点以上)

→OK。

イ: 健全性を回復する措置などが必要(保存状況に係る事項60点未満)

→要修理。

ウ: 耐震基礎診断を実施する必要あり(構造特性に係る事項で1以上60点未満)

→要専門的な診断+対処方針作成。

●専門的な診断(耐震基礎診断、耐震専門診断)をしましょう。

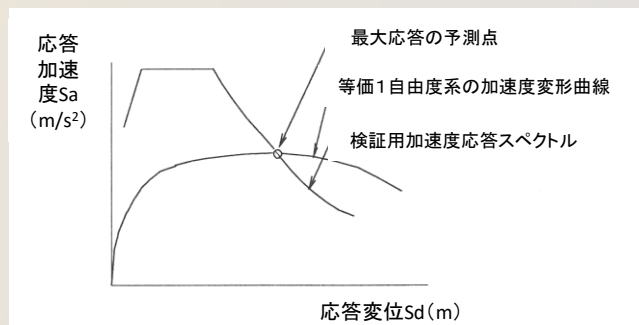
専門的な診断は、建築構造専門家などによる構造解析を伴う診断で、耐震基礎診断と耐震専門診断があります。

- ・耐震基礎診断・・・外観目視で得られる情報による診断
- ・耐震専門診断・・・解体、半解体修理に併せて行う診断

国庫補助で保存修理工事を実施するときには併せて専門的な診断をしましょう。耐震予備診断の結果が「ウ」で、不特定の人が入り出る建物は必須です。耐震基礎診断を耐震診断事業として実施することもできます。



ボーリングによる地盤調査



専門的な診断のイメージ

●対処方針を立てましょう。

対処方針とは、耐震補強を実施するまでに執るべき暫定的な方策を定めるものです。この度、関係者全員の意識共有のために指針を策定しました。

(「重要文化財(建造物)の地震に対する対処方針の作成指針」参照。)

→耐震予備診断の結果「ウ」が出たら、専門的な診断の実施計画を立てるとともに対処方針を作成しましょう。

→耐震基礎診断の結果、耐震補強が必要であるとの判定が出たら、耐震補強の実施計画を立てるとともに、対処方針を作成しましょう。

作成したら関係者で共有するとともに市町村、都道府県教育委員会を經由して文化庁へ提出してください。それぞれで保管します。

対処方針の内容

- ・耐震対策に関する現況
- ・耐震対策の実施見込み
- ・改善措置

維持管理方法の改善

ex.破損箇所の把握、家具什器の固定による人的被害の防止など

活用方法の改善

ex.立入禁止、公開制限、案内付き公開など

公開範囲や避難経路等を示す図面の作成、掲示

防災設備、体制の改善

ex.危険性明示の看板、放送・警報設備等の充実、誘導員の配置、避難訓練の実施など

- ・地震時の対処方針

ex.避難誘導、破損拡大防止措置など

●耐震補強をしましょう。

専門的な診断の結果、補強が必要な場合は耐震補強をしましょう。補強は文化財的価値を見定めた上で、以下の原則を出来るだけ満たすように行いましょう。

意匠を損なわないこと

見え隠れでの補強、補強位置の工夫、補強部材のデザイン

可逆的であること

付加的な補強、保存部分の確保

部材を傷めないこと

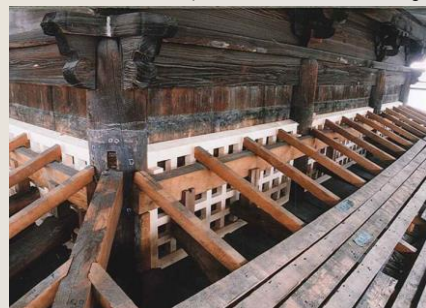
補強部材の取付方法の工夫、優先的に保護する部材への配慮

区別可能とすること

後補材であることを示す焼印・刻印、補強部材の材質・色の工夫

最小限とすること

必要最小限の補強



木格子による補強。小屋内の見えない位置に取り付ける。



構造用合板による補強。壁内の見えない位置に部材を痛めないように取り付ける。

●耐震対策に関する国庫補助事業

耐震診断や耐震補強を行うための国庫補助事業があり、財政規模に応じて50～85%の国庫補助を受けることが可能です。次の2種類がありますが、修理のタイミングや耐震補強の規模に応じて使い分けましょう。

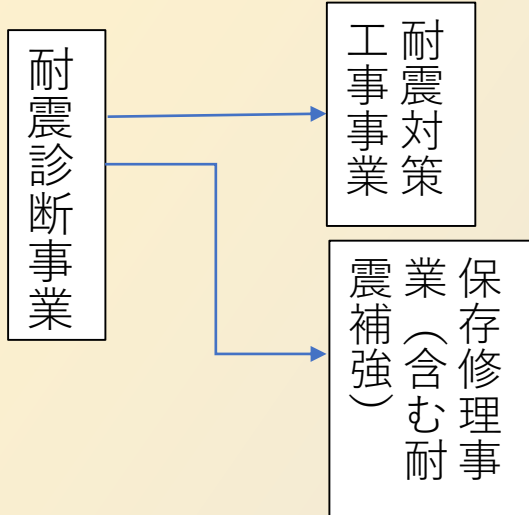
①防災・耐震対策重点強化事業（耐震対策）

・・・耐震診断事業（耐震基礎診断）、耐震対策工事事業（耐震補強）

②保存修理事業・・・保存修理に併せて専門的な診断、耐震補強を実施。

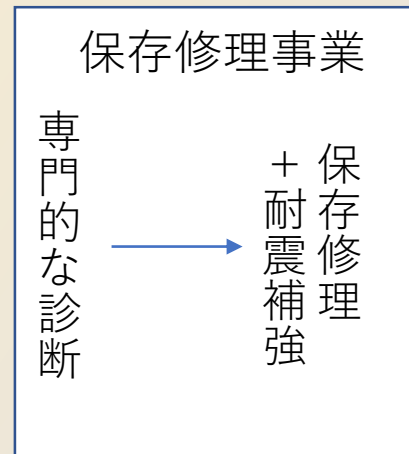
パターンA：先に耐震診断を実施

- ・修理の必要が低い場合
- ・耐震補強の規模が大きく、費用が予想しづらい場合



パターンB：保存修理事業の中で専門的な診断、耐震補強を実施

- ・修理が必要で、耐震補強の費用が小規模あるいは概ね予測できる、もしくは事業途中で変更対応可能な場合



●もっと詳しく知りたい方は・・・

文化庁ホームページ<http://www.bunka.go.jp>でパンフレット、指針、手引、事例集を公開しています。参考にしてください。

- ・パンフレット「地震から文化財建造物を守ろう！Q&A」
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/pamphlet.pdf>
- ・重要文化財（建造物）耐震診断指針
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/taishin_shin.html
- ・重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kokko_hojo_taishin17.pdf
- ・重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引（改訂版）事例集
http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/hogofukyu/pdf/kokko_hojyo_taisin16.pdf



パンフレット「地震から文化財建造物を守ろう！Q&A」

文化庁文化財部参事官（建造物担当）
担当：震災対策部門
東京都千代田区霞が関3-2-2
Tel03-5253-4111（内線3146）
Fax03-6734-3823
<http://www.bunka.go.jp>

(参 考)

事 務 連 絡
平成24年6月22日

各都道府県教育委員会
文化財所管課長 殿

文化庁文化財部参事官（建造物担当）
村 田 健 一

文化財建造物の耐震対策について

昨年の東日本大震災においては、多くの文化財建造物が被災しました。そうした中で、耐震対策を行っていたものについては、被害がほとんど見られず、対策の効果が確認されました。これを踏まえ、今後発生が懸念されている巨大地震に備えるため、早急に文化財建造物の耐震対策を進める必要があります。

このたび、文化庁では重要文化財（建造物）の耐震診断に関する指針及び実施要領の改正を行いました。今後、これらの指針及び実施要領に基づき、下記の方針で耐震対策を進めていきたいと考えております。

加えて、登録有形文化財（建造物）及び重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物についても、建築基準法の適用を受ける場合にはそれを満たした上で、本通知の趣旨を尊重して耐震対策を推進したいと考えております。

については、貴域内の市区町村（教育委員会及び関係部局）、重要文化財（建造物）及び登録有形文化財（建造物）の所有者等への周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 根本修理を行う場合は、修理に合わせ耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合には、耐震補強を講じること。
2. 根本修理以外の修理（部分修理や屋根替修理など）を行う場合にも、基本的に、修理に合わせ耐震診断を実施し、耐震性が不足する場合には、少しでも被害を軽減させる耐震補強等を講じること。
3. 不特定多数の人が出入りしたり脆弱な構造を有するなど、早急に対策が必要な建物においては、修理に拘わらず、耐震診断・耐震補強を早急を実施すること。
4. 天井材の落下などの非構造部材の地震被害が、人命に危害を与えることも懸念されており、非構造部材の耐震対策を行うこと。

（連絡先）
文化庁文化財部参事官（建造物担当）
震災対策部門 担当：西川 英佑
電話03-5253-4111（内線3146）
（耐震診断指針及び実施要領の入手先）
<http://www.bunka.go.jp/bunkazai/taishin/shishin.html>